

内部監査の実施状況について
(令和2年3月2日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和元年11月19日から令和元年2月27日にかけて実施	① 会計経理事務に関する事項 ② 庶務管理事務に関する事項	①庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内には正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮公共職業安定所他11所	令和元年10月28日から令和元年11月29日にかけて実施	① 庶務管理事務に関する事項	① 庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内には正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。
宇都宮労働基準監督署他6署	令和元年11月11日から令和元年11月27日にかけて実施	① 庶務管理事務に関する事項	① 庶務関係書類（出勤簿・休暇簿等）の基本的な記載・訂正等事務処理方法を誤っていること等が認められた。	・内部監査終了後1ヶ月以内には正報告するよう指導し、その是正を確認した。 ・「人事院規則」等に基づき、適正な事務処理を行うこととする。